宗教法人法改正をめぐる諸問題

桐ヶ谷　章

一　はじめに

一九九五（平成七）年になされた宗教法人法の改正は、その内容もさることながら、その経緯もきわめて政治的色彩が強く、政治と宗教の問題を考えるにあたり、多くの課題を提供してくれる。

それを考えるにあたり、まず、宗教法人法の改正問題について、今までの経過・流れなどを整理しておきたい。

この宗教法人法の改正論議が表面化してきたのは、一九九五（平成七）年の春頃からである。地下鉄サリン事件をはじめとするオウム真理教の諸事件が発生したことを背景に突然、「オウムがあのようなことをやるのは宗教法人法が悪いからだ」と言わんばかりの論調で、宗教法人法の改正論議が始まった。その後七月に参議院選挙があり、創価学会の推す新進党が自民党よりも大きく得票数を増やした。これを契機に、いつのまにか宗教法人法改正の矛先が創価学会対策というような方向に向っていき、そのような経過の中で、同年の暮れに改正法案が衆議院・参議院を通過して成立する運びとなった。その

間、改正の内容が宗教法人法の立法趣旨を大幅に損なうものではないかとの本質的な問題のほかに、宗教法人審議会のあり方・進め方があまりにも性急かつ強引であるというような問題も提起され、宗教界等からの反発もかなりあった。

　私は基本的にはこの宗教法人法の改正には反対である。それは一口で言えば、宗教法人法の立法趣旨、さらにその根底にある憲法二〇条の保障する信教の自由に反すると考えるからである。それとともに、立法の経過、その進め方などの異常性、さらには改正に至るまでの経緯などに鑑みたとき、政権政党の、宗教とりわけ一宗教団体に対する、異常なまでの圧迫・干渉が見られる。これは権力による宗教弾圧にもつながるものであり、この点からも、重大な問題をはらむものである。

　これらの点を見ていくために、まず、宗教法人法について若干確認しておきたい。

二　宗教法人法について

(一)　宗教法人法とは

　「宗教法人法」は、その一条に「この法律は、宗教団体が、礼拝の施設その他の財産を所有し、これを維持運用し、その他その目的達成のための業務及び事業を運営することに資するため、宗教団体に法律上の能力を与えることを目的とする」と規定されているとおり、宗教団体に対しその活動を円滑に行ない得るようにするために法人格を与えることを目的とした法律と言える。

　宗教団体が宗教法人となることによるメリットとしては、自分の名前で法的な権利・義務の主体者となること、および法人税法などによって、公益法人等として税制上の優遇措置を享受しうるようになることなどがその主なものと言えよう。

(二)　宗教法人法の沿革

　ここで宗教法人法の沿革を確認しておきたい。

　明治新政府は、江戸時代の寺請制度を中心とした仏教国教政策に対抗する一つの国家的求心力として、まず神道国教化政策をとった。しかしこの国教化政策もあまりにも性急に行なったために、十分浸透しないまま挫折

し、途中からは国民に対する神仏合同による布教等によって、いわゆる皇道思想を国民に植えつけていくという神道教化政策へと方向転換を余儀なくされた。いずれにしろ、後に「国家神道」と言われるようになる宗教を国の政策の柱に据えたうえで、この国家神道と信教の自由とをどのように絡み合わせるかが、明治政権下における大きな問題となっていった。

　そのような流れの中で、一八八九（明治二二）年に制定された大日本帝国憲法（明治憲法）はその二八条で、信教の自由をとりあえずは保障した。これは、新しい国として西欧の信頼を得るための要請に基づくものであるが、反面この保障は「安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ」という留保付きのものであった。政府はこの留保をうまく利用して、いわゆる神社神道を信奉することが国民の義務であるというような政策をたて、信教の自由との関係については、「神社は宗教に非ず」との、あの悪名高い奇妙な命題を作って、信教の自由との矛盾をなんとかごまかしていこうとしたのである。

　そのような中で宗教に関する立法が、断片的に折々になされたが、宗教もしくは宗教団体に関する統一的な立法はなかった。そこで、その試みが何回かなされ、一八九九（明治三二）年に第一次宗教法案、一九二七（昭和二）年に第二次宗教法案、一九二九（昭和四）年に第一次宗教団体法案、一九三五（昭和一〇）年に宗教団体法草案が各々上程されたが、その時々の様々な事情で法律にまでは至らなかった。これらの法案の特色は、宗教団体に一定の特典を与えるとともにこれを厳しく統制していく、いわゆる〝飴と鞭による宗教団体の国家管理〟という発想が大きな柱であったということである。

　最終的に一九三九（昭和一四）年に宗教団体法が制定され、この時代から宗教が国家にしっかり管理される形になっていくことになる。この頃の時代状況としては、日中戦争の勃発にともなう国家主義や軍国主義への傾斜がある一方、キリスト教や大本教など、様々な宗教団体が活発に活動し、社会的な活動も展開していく中で、いわゆる天皇制イデオロギーと相反するようなことも表現したり活動内容としたりしていた。そのような状況の中

で、国家が宗教を管理し、ひいては国民の思想を管理するという発想のもとに宗教団体法が制定されたのでる。

具体的な内容としては、宗教法人や宗教団体の設立を「認可制」にするなど、宗教を国家の管理の下に置くことに主眼があり、これらが三条一項・三項、四条四項、五条、六条一項・三項、一一条一項・二項等で規定されている。また、この認可にあたっては、教規・宗制・教団規則等の自治規範の制定が必要であるが、その規範には当該宗教団体の教義の大要、教義の宣布・儀式の執行に関する事項等も書くようになっていたので、認可に際して所轄庁が宗教の内容自体を審査することが、当然のこととされていた。また、宗教団体または教師の行う宗教教義の宣布、儀式の執行、宗教上の行事が、安寧秩序を妨げまたは臣民たるの義務に背くとされたときには、文部大臣はその制限もしくは禁止、教師の業務停止を命ずることができ、あわせ当該宗教団体の設立の認可を取り消す権限も有していた（一六条・二五条）。この認可の取消により当該宗教団体は解散する（五条二項）。さらに、宗教団体またはその機関の職にあるものが法令または団体の自治規範に違反しその他公益を害すべき行為をしたときは、文部大臣がこれを取り消し、停止し、または機関の職にあるものの改任を命ずることができた（一七条・二五）。このように、宗教活動の監督・統制、反則行為の取り締まり等に関する規定がしっかりと置かれていたのである。

加えて、文部大臣が宗教団体に対して監督上必要がある場合において、報告を徴しまたは実況を調査することができ（一八条）、命じられた報告をなさず、虚偽の報告をなし、または調査を妨げたときは、宗教団体の代表者に過料の制裁が課せられることになっていた（二八条二項）。

このように、国家は、監督権限とともに、安寧秩序を妨げる等の事由があった場合には、教師の業務停止、宗教団体の活動の停止、認可の取消（解散）を命ずるというような、宗教団体の生殺与奪の権限を有していた。そのような権限を背景に五条二項を根拠として、多数の宗派・教団の整理統合が行なわれたのである。

宗教団体法自体にはとくに刑罰法規があったわけではないので、この法律それ自体で宗教弾圧がなされたということはないが、ちょうどこの頃改正された治安維持法とあいまって、宗教団体に対する弾圧・統制が厳しく行なわれるようになった。一方において、国家の意に沿うような宗教に対しては保護を与え、他方において意に沿わない場合には治安維持法等を発動して弾圧していく。意に沿うか否かの基準のなかに、たとえば政府の推進する宗派統合に従うか否かということも含まれていたようで、これに従わない宗教団体や、自由にものを言ったり、活動したりする宗教団体に対してはかなり厳しい弾圧が加えられていった。このような宗教に対する弾圧・統制はひいては、思想の統制等にもつながっていき、日本がずるずると戦争に突入し敗戦に至る原因となったとも言える。

戦後GHQによって、このような宗教政策に対し大きなメスが入れられることになった。

改革の一環として信教の自由の保障・徹底した政教分離政策が実施された。「政治的、社会的及宗教的自由ニ対スル制限除去ノ件」という覚書（いわゆる「基本指令」ないし「自由指令」）、「国家神道、神社神道ニ対スル政府ノ保証、支援、保全、監督並ニ弘布ノ廃止ニ関スル件」という覚書（いわゆる「神道指令」）等が相次いで発令され、国家神道の解体と政教分離とが推進されるが、その過程において、治安維持法等とともに宗教団体法が廃止された。それに伴い、経過的な法令として「宗教法人令」が制定された。

宗教団体法が先に述べたように、宗教団体に対してかなり厳しい監督・統制を旨としていたのに対して、この宗教法人令は、宗教法人を作るのに際して規則を作成して登記し、届出するだけで宗教法人として成立するという、いわゆる「準則主義」をとり、宗教団体の教義・信仰・活動等の内容については一切国家が関与しない形をとった。宗教を国家の管理から解き放つという功はあったが、一方において宗教法人の乱立という弊害ももたらされたと言われている。

加えて一時的・経過的な法令であったこともあり、やがてきちんとした法律をつくらなければいけないということで「宗教法人法」の制定となる。若干の紆余曲折は

あったが、結論的には一九五一（昭和二六）年四月に「宗教法人法」が公布された。その間、一九四六（昭和二一）年十一月に日本国憲法が制定され、翌一九四七（昭和二二）年五月に公布された。一連の「自由指令」・「神道指令」・「宗教法人令」があり、その延長線上で日本国憲法の信教の自由が定められたと言える。そしてこの信教の自由の精神に則って、宗教法人法が制定されたのである。

宗教法人法は、信教の自由・政教分離を尊重しつつ宗教法人令下の一種の放任状態を是正するために、宗教法人の設立に「認証制」を採用した。ただここで「認証」というのは、申請された団体が宗教法人法二条の要件を満たした宗教団体であり、規則や手続きが法令に適合していることを確認する行政行為にすぎず、そこに裁量的余地はほとんどない。したがって、届出制ほど放任的ではないが、形式さえきちんと整っていれば基本的には宗教法人の成立を認めなければならないという内容になっている。

(三)　宗教法人法の目的・精神

このような経過を踏まえてもう一度、宗教法人法（以下、単に「法」と言う場合もある）の目的・精神について考えてみたい。目的は冒頭に述べたとおり宗教団体に法律上の能力を与えることである。宗教法人法がいちばん注意を払っているのが信教の自由の尊重である。その大本は当然憲法二〇条になるが、この宗教法人法を運用していく中においてもきちんと保障していかなければいけないということで、法一条二項、八四条、八五条等において、信教の自由の尊重を注意的に、なおかつかなり念入りに規定している。

法一条二項には、「憲法で保障された信教の自由は、すべての国政において尊重されなければならない。従って、この法律のいかなる規定も、個人、集団または団体が、その保障された自由に基いて、教義をひろめ、儀式行事を行い、その他宗教上の行為を行うことを制限するものと解釈してはならない」と規定している。宗教法人となるためには所轄庁となんらかの関わりを持つわけであるが、その関わりの中において信教の自由を侵すようなことにならないように十分に注意しなければならないという包括的な規定をおいているのである。さらには八五条等で個別的にその趣旨が徹底されている。

宗教法人になるために国家の関与をある程度は受けるという側面と、しかしながら信教の自由をきちんと尊重していかなければならないという側面がある。この両者をどう調和していくかということが宗教法人法を運用していく上での大きなテーマとなる。法が関与し得る部分は宗教法人の法人としての活動の側面（いわゆる「俗」ないし「世間性」の側面）に限り、宗教法人の宗教活動の側面（いわゆる「聖」ないし「出世間性」の側面）は憲法の保障する領域であり、これに対して法は極力関与すべきでない。行政庁も聖の側面に関与してはならないのは当然である。これは宗教法人法の要請というよりも、憲法の要請である。したがって、今回の改正で問題になっている様々な問題も、俗の側面と聖の側面をどう見ていくかということが、かなり重要な問題となる。

法一八条六項に、代表役員の権限等法人上の権限は、いかなる意味においても宗教上の権限に何の影響も与えないという趣旨の規定があるが、これも俗と聖との峻別を明確にしたものと言える。また認証に際しては、宗教団体の教義や活動の内容等は当然チェックの対象にはならないと考えられている。そのような点が、宗教団体法とは根本的に違う点である。

以上を前提として、今回の改正の内容と問題点を見ていきたいと思う。

三　今回の改正の内容と問題点

(一)　改正内容の要点

今回の改正の主な内容は、次の四点である。

①二県以上で活動する宗教法人を文部大臣の所轄とする。

②宗教法人から所轄庁に対し、財務会計に関するものを含む一定の書類の提出を義務付ける。

③関係者から宗教法人に対する財務会計に関する書類や帳簿の閲覧を請求できるようにする。

④解散命令の請求などをすべき疑いがある場合など一定の場合に、所轄庁の報告聴取権および質問権

を認める。

要約すると以上であるが、もう少し具体的に言うと以下のようになる。

①の所轄庁について、改正前の法（以下、「旧法」と言う）は、宗教法人は原則として都道府県知事の所轄であり、例外的に他の都道府県にある宗教法人を包括する宗教法人（いわゆる「包括宗教法人」）だけが文部大臣の所轄とされていた。しかし、今回の改正では、旧法下では都道府県知事の所轄であった宗教法人（単立法人や被包括法人・いわゆる「単位法人」）の場合でも、他の都道府県内に境内建物を備える宗教法人等を文部大臣の所轄としたのである。大きな、全国的規模で活動している宗教法人を文部大臣の所轄としたということである。

②の提出義務については、旧法では作成が義務付けられていなかった収支計算書とか境内建物に関する書類の作成・備え付けを義務付け、その上で役員名簿・財産目録・収支計算書・貸借対照表・境内建物に関する書類・収益事業に関する書類を毎会計年度終了後四ヵ月以内に所轄庁に提出することを義務付け、この提出義務に違反した場合には代表役員を一万円以下の過料に処すとする内容である。

③の閲覧請求（開示義務）については、宗教法人に備え付けが義務付けられている書類および帳簿について、信者など利害関係人からの請求があったときは、これを閲覧させなければならないとするものである。宗教法人は、閲覧することについて正当な利益があり、かつその閲覧の請求が不当な目的によるものでないと認められる場合には、信者その他の利害関係人からの閲覧の請求に応じなければならないとしている。

④の報告聴取権・質問権については、法七九条（収益事業の停止命令）、法八〇条（認証の取り消し）、法八一条（解散命令の請求）に定める事由に該当する疑いがあると認められる場合に所轄庁は当該宗教法人に対して報告を求め、当該宗教法人の代表役員その他の関係者に対して質問をする権限があるとするものである。この場合、代表役員・責任役員その他の関係者の同意を得れば、当該宗教法人の施設に立ち入ることもできるとされている。この報告や質問に応じなかったり虚偽の答弁をした場合

には、やはり代表役員等に対し一万円以下の過料に処すとして、罰則による強制が規定されている。

以上が今回の改正の要点であるが、これは宗教法人法を質的に変更させるものと言うことができる。すなわち、宗教法人法の立法趣旨は、宗教団体の活動を円滑に行わせるために宗教法人に法人格を与えること、すなわち宗教団体の活動の応援、さらに言えば宗教団体の信教の自由をサポートするために存在している法律であると言えるが、今回の改正はそれを様々な角度から管理・監督をしていくとの要素を導入しようとしていると評価できる。すなわち、〝信教の自由法〟から〝宗教の管理法〟へと質的な変更をとげる第一歩を踏み出したと評価できる。

以下、具体的にそのことを述べてみたい。

(二) 財務関係書類の性質

先に述べたとおり、今回の改正で、財産目録、賃借対照表、収支計算書などの財務関係書類や帳簿を所轄庁に提出すること、および信者その他の利害関係人に請求があれば開示することを、法的に義務付けた。これらの書類や帳簿類は、宗教法人の「俗」にのみかかわるものだからこのような法的な規制は問題ない、との考えに基づくものであろう。

しかしながら、宗教法人法において「聖」と「俗」とがきれいに分離できるかどうかというと、これはきわめて難しい問題である。「聖」とは宗教団体の教義・信仰・活動の部分で、「俗」とは、いわゆる法人事務に関わる部分である。具体的に言えば、お金をどのように使ったかなどというような部分で、帳簿に表面的に現われる部分と言える。しかしお金の支出には当然それに見合う何らかの宗教団体の動き・活動がある。そうすると、帳簿に現われたものは一応表面的には俗の部分の事項ではあっても、その帳簿を通して聖の部分が必然的にかいま見えてくる。聖と俗を一応分離はしてみてもこの両者はきわめて密接不可分の関係にあると言えるのである。

また、財務関係の書類や帳簿には、活動の内容や場合によっては信者のプライバシーに関わる問題が反映されている場合も多くある。財産目録の雛型を見ても、特別

財産の項目には「本尊・神像等の礼拝の対象となる物件」などを記載することになっており、財産目録を見ればその宗教団体が礼拝の対象としている本尊とか神像等の礼拝対象物（これらはまぎれもなく聖の領域に属するもの）が明らかになってしまう。また収支計算書では宗教活動収入として、供養・布施・寄謝金等と言われる信者からの宗教上の献金の額などが記載されることになる。また宗教活動費としては、儀式費・行事費・布教費などが挙げられている。結局、帳簿類に表れた数字は宗教活動の側面と表裏の関係になって、誰からどういう金をもらい、どういうところに使ったかが帳簿から分かり、それにより、その宗教団体の活動の実態が明らかになる。さらには、どういう信者がどういう献金をしたのかという、信者のプライバシーに関わるような問題までも、帳簿の中には含まれる。したがって、たかが俗の側面の帳簿類だということではすまされない問題がでてくるのである。

このことをふまえて、所轄庁への提出義務、信者その他の利害関係人に対する開示義務を、法律で強制することの問題点を考えてみたい。

(三) 提出義務の問題点

まず提出義務の点から考えてみたい。前述のような帳簿類の所轄庁への提出を義務付けると、所轄庁は、「俗」を通して「聖」まで含めて把握できることになる。それは公権力による聖の部分に対する管理・干渉につながりかねない。所轄庁の要求がエスカレートしてくる可能性もあり、調査・指導・監督なども徐々に入ってくる可能性も否めない。そうするとますます宗教団体の聖の部分すなわち、教義・信仰・活動の面を所轄庁がきっちり把握し、管理・監督することになってくる。

さらに問題なのは、国家権力から監視されているとなると、宗教団体は常に国家の目を気にしながら活動しなければならなくなる。これをChilling Effect（萎縮効果）と呼ぶ人もいるが、国家に活動を監視され、活動が萎縮してしまうということである。それ自体が信教の自由や政権分離の原則に反することになる。さらに「俗」を通して「聖」をも、都道府県知事や、大きい団体になってくると文部大臣が把握する。そうなると、文部大臣を出している政党はそうした内容を把握できる可能性が出てくることになり、宗教団体の様々な活動が政争の具に利用されてくる可能性が懸念される。

概ね以上のことが、提出義務の問題点として指摘される。

(四) 開示義務の問題点

開示義務の問題点としては、宗教団体の自治に対する介入が指摘される。

信教の自由の保障には宗教団体の自主的運営権も含む。したがって、明朗な運営をするためにどのような方法をとるかというような問題は、宗教団体がその教義・信仰、歴史・伝統、信者との関係性などを踏まえて、自らの責任において自主的に決めるべきことである。すなわち、開示するかしないか、するとしてどのような方法でどのような範囲の人びとに開示するのか等、宗教団体が自ら自主的に決めればよいことであって、国家が法律などの公権力によって画一的に一律に強制するようなものではない。そのようなことは、宗教団体の自治に対する干渉・介入にほかならない。

いくら良い方法でも、国家が強制して〝こうしろ〟ということは余計なお節介なのであり、宗教団体各々が自ら判断して開示するのとはまったく質的に違う。宗教団体によっては開示することを一つの伝統にしているところもあろうし、信者からもらったものについては、一切宗教団体の自由裁量で処分することを宗是としているような宗教団体もあるだろう。そうした行動態様が教義・信仰と結びついていることも十分あり得ることで、それに対して国家がいちいち口出ししたり介入することは、極めて不適切なばかりか、自治に対する侵害にすらなりかねない。

さらには開示の請求権者、たとえば信者の範囲をどう考えるかとか、利害関係人とはどういう人間を言うのか等についての争いも当然生じてくる。そして最終的には裁判所による判断を仰ぐことになる。裁判所は様々な状況を判断して開示命令を出す場合もあるかも知れない。これはある意味から言うと、国家権力による開示の強制

であり、これまた不適切な問題であると言える。
その他細かい問題点は多々あるが、割愛する。

(五) 報告徴収権・質問権の問題点

改正案提出の際の異常なやり方が、ある意味から言うと、この問題の本質を示していると言える。
この点についての改正案は、宗教法人審議会の最終段階になって、「限定的な調査権」として、突然提出された。しかしながら、審議会の全体会を行ったときに、宗教界選出の委員等から、調査権を認めると公権力の介入がしやすくなりすぎないかとの意見等が出され、報告徴収権・質問権と名前を変えて提出しなおしてきたという経緯がある。狙いは、当然最初出してきた調査権とほぼ同じであろうと思われる。
旧法のままでも、任意に報告徴収や質問は可能だったが、あえて所轄庁に罰則付きでこのような権限を付与している点が問題なのである。要するに、任意で調べればよいものを、調べに応じなかったら罰則を科すということは、国家の強権的な権力の発動につながる。さらに、一定の「疑いがある場合」にこの権限を持つとされている。この「疑い」なるものは、結局は所轄庁が判断することになる。所轄庁が疑いがあると言えば報告徴収権・質問権が発動されるわけで、所轄庁の恣意的判断の可能性を否めない。結局それは、使いようによっては国家権力による宗教統制の有力な武器になる可能性があると思われる。

(六) 所轄庁の移管の問題点

この点については、都道府県をまたがって活動するような大きな宗教法人については文部大臣の所轄にしておきたいということが理由のようであるが、何のために所轄庁を変える必要があるのか、きわめて疑問である。
所轄庁というのは、宗教法人法の建前としては単に認証事務を行うことが大きな仕事であって、それ以上に宗教法人に対して管理や監督をすることは本来予定されていない。したがって、都道府県知事であろうと文部大臣であろうと、きわめて形式的な権限の分配にすぎないのである。それをあえて大きい宗教法人については文部大

臣にしようとするところに、今回の改正が宗教団体に対する何らかの監督・管理を志向していることが問わず語りに見て取れる。
これを明確に言っている人もいる。当時の島村文部大臣が〝所轄を文部大臣にした方が監督しやすいから〟という趣旨のことを述べている。すなわち、広域で活動している宗教法人に対して、国家の管理・監督を強化したいというのが狙いであると言うのである。つまり、今回の宗教法人法の改正は、やはり国家の管理・監督を強化するところに大きなポイントがあったと言える。
また、所轄庁を決定するに際し宗教法人の活動に対する介入の可能性がある。すなわち、所轄庁の決定に関しての審査に際し、公権力が宗教法人の活動の実態を審査しなければならなくなる。他府県にわたって境内建物を持つような宗教法人という、一見客観的な基準をたてているが、それでも、ある建物が宗教活動に用いられる建物なのかどうなのかというようなことを所轄庁が判断しなければならないことになる。そうすると、その判断に際して宗教法人の活動に行政庁である所轄庁が介入していくことにならざるを得ず、それ自体が宗教法人の「聖」なる部分への介入になり、先述の萎縮効果などにつながっていく可能性がある。さらには、文部大臣が所轄することによって、中央で大きな宗教法人に対して監視の目を光らせ、場合によってはそれを様々な政争の具に用いる可能性も十分に考えられる。そうなると、単なる宗教法人法の改正と言うだけでは済まされない、大きな問題が含まれてくる。

四　改正の経過とその前後の政治状況

(一) 経過

次に今回の改正の経過、とりわけどのような政治状況の中でこの改正が行われたかについて、見ておきたい。
以下、改正の経過とその前後の政治状況についてまとめてみた（・印が一般で起った主として政治向きの出来事、◇印が宗教法人法改正に関連する出来事、◈印が主として創価学会に対して何らかの行動がなされている出来事である）。

・九三年七月　第四〇回衆議院選挙、自民

党過半数割れ
・同　年七月　非自民連立政権（細川内閣）
・九四年四月　同（羽田内閣）
・同　年六月　村山内閣（自・社・さ）
◆同　年六月　「四月会」結成
・同　年十二月　新進党結成
・九五年三月　地下鉄サリン事件→オウム問題
◇同　年四月二十五日　与謝野文相が宗教法人法の見直しを「お願い」
・同　年七月　参議院選挙で新進党が躍進（得票率で自民党を上回る）
◆同　年八月　法改正の意図についての自民党関係者の発言
◇同　年九月二十九日　宗教法人審議会「報告書」を提出
◇同　年十月十四日　法改正案を臨時国会に提出
◇同　年十一月十三日　衆議院通過
◆同　年十一月　「政教分離」についての内閣法制局見解の見直しの強制
◇同　年十二月八日　参議院通過（成立）
◆九六年一月　宗教基本法、政教分離基本法の画策
◇同　年九月十五日　改正宗教法人法全面施行

　事の発端は、一九九三（平成五）年七月、第四〇回衆議院選挙で自民党が過半数割れし、非自民連立政権（細川内閣）ができたことにある。九四（平成六）年四月に羽田内閣に変わるが、その後社会党の連立からの離脱によって、自・社・さ連合の村山内閣が同年六月にできる。この時期に「四月会」というものが結成されるが、これについては後述する。

　同年十二月に新進党が結成される。九五（平成七）年三月に地下鉄サリン事件が発生して、オウム事件が大きな社会問題になってくる。そして、同年の四月二十五日に与謝野文部大臣が宗教法人審議会に対し、宗教法人法の見直しを「お願いする」。その時はまだ比較的長期的

スパンでの見直しの様相を呈していたが、七月に参議院選挙で新進党が躍進する（得票率で自民党を上回る）と、新進党を支援した創価学会に対して自民党はかなり警戒心を強くするようになってきた。その頃から自民党関係者が法改正の意図について、創価学会対策であるなどとかなり露骨に言い始め、かなり急ピッチで改正作業が進み、九月二十九日に宗教法人審議会が「宗教法人制度の改正について（報告）」と題する報告書（以下、「報告書」と言う）を提出するに至った。その報告書をもとに十月十四日に臨時国会に改正案が提出され、十一月十三日に衆議院で、十二月八日に参議院で各可決され成立した。

　その間に「政教分離」についての内閣法制局見解の見直しを与党自民党等の主要メンバーが言い出すという局面もあった。「政教分離」についての内閣法制局見解は、宗教団体が政治活動を行うことは何ら憲法に違反しないという憲法制定時以来の政府見解であり、さらに、一九七〇（昭和四五）年、一九九四（平成六）年にも内閣法制局によって確認されていたものである。その見直しを内閣法制局に迫ったのである。しかし当然のことながら内閣法制局はこれに応じなかった。

　その後、九六（平成八）年一月、宗教基本法、政教分離基本法なるものが自民党の一部議員たちの間で画策される中で、同年九月十五日から宗教法人法が全面施行されるに至ったのである。

㈡　四月会について

　「四月会」というのは一九九四（平成六）年六月二十三日に結成された団体で、正式名称は「信教の精神性の尊重と自由を確立する各界懇話会」と言う。実態は創価学会対策のための団体と言ってよい。呼び掛け人は亀井静香氏で、自民党内にある「憲法二〇条を考える会」（自民党内にできた創価学会対策のための研究会）の初代の代表者である。「四月会」の代表幹事は俵孝太郎氏で、構成は霊友会、立正佼成会、神道政治連盟等の宗教団体関係者、そして内藤国夫氏等創価学会に批判的な意見をしばしば発表しているようなメンバーである。

　この団体の目的は、創価学会に対抗するという点にある。例えば、亀井氏は創立総会で「創価学会をこの際粉

砕しなければ日本の未来はない」と言っており、他の出席者もほぼ異口同音の発言をしている。もう一つさらに大きな問題は、「四月会」は政治権力を背景とした団体であるということである。自・社・さの連合政権の各代表者が「四月会」の創立総会に来賓として出席して挨拶をし、亀井氏は、「武村蔵相には学会の税務問題を、宗教法人としての適格性を与謝野薫文部大臣に、大石寺との闘争には警察・法務省に協力を仰ぐ」などと、政府をバックとして創価学会に圧力をかけていくと公言している。政権政党や政府が一宗教団体に様々な角度から圧力をかけていくことを目的としていると公言してはばからないのである。権力による宗教弾圧につながる可能性のある団体であると言える。

　また、この団体の性格の一端を端的に表すものとして、俵氏の発言がある。同氏は「他に対して寛容でない宗教のあり方は、少なくとも山野にまします無数の神々を伝統とする日本の社会や政治に持ち込まれてはならない」という趣旨の発言をしている。そもそも「山野にまします無数の神々を伝統とする」などと誰が決めたのか知らないが、仮にそのような伝統があったとしても、それにそぐわない思想は日本の社会とか政治に持ち込んではいけないなどという発想は、思想における少数者排除の論理に他ならない。しかもそのような発想の団体が政権政党と組んでいることは、明治憲法下における宗教弾圧を彷彿とさせるものである。

㈢　自民党関係者の発言について

　宗教法人法の改正問題をめぐり、自民党関係者の発言が、特に一九九五年七月の参議院選挙の直後頃から喧しくなり、いくつかの発言が新聞等で報道された。一つは、八月二十日付けの朝日新聞で次のように報じられた。

　「この四月から始まった宗教法人法の改正論議は、当初はオウム真理教による一連の事件の再発防止に力点が置かれていた。ところが参院選での新進党の躍進後、自民党内では『法改正は創価学会対策の色合いが濃くなってきた、今やオウム対策は二次的なものだ』（閣僚経験者）と、政治的思惑が表面化してきた。自民党の文教関

係議員には『創価学会が困るような改正はできないか、これから知恵を絞りたい』と話すメンバーもおり、創価学会のような巨大な法人だけを対象として優遇税制の見直しにまで踏み込む考えも出ている」と。

　自民党の加藤政調会長（当時）は、「宗教は（中略）本質的に議会制民主主義と相容れない」、「宗教法人が政治に関わる際には、自重、遠慮が必要だ」と述べ、それを改正の理由に挙げている（九月四日付産経新聞）。

　島村文部大臣（当時）は、「特定の宗教が突出すれば、他の宗教が侵される。憲法の保障する信教の自由が侵された場合は、何らかの形で制約しなければならないだろう」と述べ、活発に活動する宗教を何らかの法的な措置をとって制限しようという考えを示している。同氏はまた、「今度の改正案が通ったら、毎年創価学会を徹底して身体検査をしてやる、着太りしているんだか本当に太っているんだか分からないが、ともかくパンツの中まで、けつの穴まで見てやる」などと言ったとも伝えられている。

　また亀井静香氏は度重なるテレビ出演で、「改正」の目的は創価学会対策であるということを再三述べ、その後も創価学会の活動を牽制する発言を折に触れ繰り返している。

　一つの法律の改正をめぐって、それが特定の宗教団体対策であることを、これほどまで露骨に、時の政府や政権政党の関係者から公言されたことは類例を見ない。まさに信教の自由を危険にさらす、由々しき事態と言わざるを得ない。

㈣　宗教基本法、政教分離基本法について

　自民党のワーキング・グループが作成したとされている「宗教基本法」「政教分離基本法」なるものについて、その要点を述べる。報道されているところによれば、その内容は大別して、宗教団体の政治活動を制限禁止しようとするものと、宗教団体の宗教活動それ自体を制限禁止しようとするものの二種類になる。これらがいずれも信教の自由の侵害であり、政教分離原則に反することは明白である。このような法案は、宗教を国家の管理下に置いておかなければいけないという発想から出てきてい

るものであり、こういう発想がまかり通ることは大変危険なことである。

五　手続き・手順の問題

㈠　宗教法人審議会の問題点

宗教法人審議会の権限・任務は、所轄庁が認証を拒否する場合に諮問を受けるなど、認証等に関して宗教法人の側が不利益に扱われそうになった場合に、これをチェックすること等がその主なものである。「所轄庁が宗教団体にとって不利益な措置をしようとするときに行政庁の措置に過誤がないよう、特に正当な宗教団体の利益が侵略されないよう慎重を期する趣旨から」設置された機関であることが一九五二（昭和二八）年に確認されている。宗教法人法の改正などは、本来宗教法人審議会が取り上げて諮問するような事項ではないのである。

したがって、審議会が意見を出したから法改正をしなければならないなどという筋合いはまったくない。しかしながら今回の改正にあたっては、審議会が意見を出したから法改正しなければならない、との論理で改正が急ピッチで進んでいった。審議会はその意味では都合よく利用されたとも言える。

また審議会の構成についても、元文部事務次官の三角哲生氏が審議会の会長に就任している点が問題である。村山内閣は、九月二十九日の閣議決定で、審議会の委員、なかんずく会長には、所管庁ＯＢをあてないことにした。ともすると所轄庁の利益の代弁者になりかねない審議会の公正を保つための適切な決定である。奇しくもその当日に、文部省のＯＢ（しかも次官まで歴任した者）が会長を務める審議会が「報告書」という結論を出しているのである。それ自体違法とまで言えないとしても、きわめて適切性を欠くと言える。

合意の形成に関してもいろいろ問題がある。宗教法学会で宗教法人法改正問題をめぐるシンポジウムを行った際、宗教界選出の審議会委員の一人から審議経過の報告がなされたが、大変強引な議事の進め方であったことがうかがわれる。「はじめに結論ありき」で、ほぼ毎回その日の結論のようなものが予め用意されており、それを承認するだけであって、意見を言ってもほとんど採用されないのが現状であったようである。

その象徴が、九月二十九日の審議である。臨時国会の始まる同日までに、何としても最終意見を取りまとめることが既定方針であったようで、宗教界選出委員十一名中七名が慎重審議を主張して反対したにもかかわらず、とにかく同日中に結論を出さなければならないの一点張りで、その日に強行に結論を出した。付帯意見を付けるように要請しても受け入れられず、すでに出来上がっていた「報告書」を結論として採択する以外になかったということであった。このように強引かつ非民主的なやり方に対して、十月十七日、七人の委員から「手続きに重大な疑問がある」として文部大臣に審議の再開を要求したが、取り上げられなかった。

また審議期間も実質わずか四ヵ月という異例の短さで、信教の自由という極めて重要な基本的人権に関わる「法改正」の審議としては、あまりにも性急かつ短兵急すぎたのではないかと思う。

㈡　国会審議での問題点

政府・与党の性急かつ強引な国会運営で、十月三十一日から衆議院において審議が開始され十一月十日には特別委員会で、十三日には本会議で可決されるという異例の速さで衆議院を通過し、十二月八日には参議院でも可決されてしまった。その間に様々な政治的な駆け引きが行われ、最終的には宗教界の代表として創価学会の会長などが参考人として国会へ召喚され意見を述べたこともあり、宗教法人法の改正が政争の具として使われていたことも否めない事実である。

六　結びにかえて

今回の宗教法人法改正は、その内容が違憲・違法であることに加えて、改正前後の経過を見ると、創価学会という一つの宗教団体をターゲットにしていることがかなり浮き彫りになってきた。しかし事はそれに止まらない。権力を握る者が、自分たちに都合の悪い動き・団体があった場合に、それに対していろいろな角度から制限を加えようとして、もっともらしい理由をつけて法律なども作ってしまうという、今回の一連の動きの中に見ら

れた発想や手法こそが問題なのである。これは大変危険な兆候であると言わざるをえない。

今回の改正は、その前後の経過も含めて見るならば、結論的に言うと、国家による宗教管理・統制の復活への第一歩になりかねないものであると言える。これは、信教の自由の大きな危機であるし、そういう危機は、初めは微々たるものであっても、放っておくとだんだん大きなほころびになる可能性がある。軽微なうちになんとか阻止・鎮圧しなければならないのである。

（きりがや　あきら／創価大学教授）